

令和6年度第4回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和6年度第4回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は1番■■■■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■番■■委員、■■番■■委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-2の案件につきまして、■■推進委員をお願いします。
	■■番	■■地区担当の■■です。4-2の案件について報告します。先週の24日の午前中■■■■さん立会いのもと、私と■■農業委員とで現地調査へ行きました。あの写真の通り畑としては作りにくいというような現状ですけど、昭和60年から農道と自分の家に上がるための道ができて、作りにくい畑となったということです。ご本人は今一人で住んでおられて、幼い頃の記憶をたどるとそこへ飛んで下りていた畑だったと思うと言っておられました。もっと広い農地を一人で丁寧に耕されているなと感じました。場所は■■から■■へ■■km行ったら左に曲がったところで、坂道を300mほどあがったらすぐお家があって分かりやすいところにあります。ちょうど田んぼが3枚か4枚あるところの真ん中に農道がついており、農家のことを考えないで道ができたんだというのが分かりました。ですから畑として作物は作れないような場所だなと思います。綺麗に花を植えて草をよく取っておられるなと感じました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	草が生えているところが法面ですか？
	事務局長	路肩になります。
	議 長	もう大半が道路になってしまっているんですね。
	事務局長	はい。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

		(全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-6の案件につきまして、 推進委員さんお願いします。
	 番	 地区担当の です。受付番号5-6について報告します。場所は から に約 mの場所にあります。7月25日に 農業委員と代理人であります の 行政書士さん同行のもと調査をいたしました。自宅の外にたまたま奥さんがおられて一緒に話しをさせていただきました。また、途中から譲り渡し人の さんも帰って来られたので一緒にお話しをさせていただきました。譲受人の さんですが昨年ご結婚をされて現在ご両親とご同居なさっています。最近奥さんがご懐妊されたということで、お父さんが土地を譲るから自宅の隣で若夫婦の建物を建てようということで今回申請をしたというふうに聞いています。 さんはお勤めをされていたんですけども、ご結婚を機に基本的にはお父さんが農業の担い手さんとしてかなり広くされているんですけども、それを継ぎたいということで前からお話しは聞いておりました。申請があった土地の地目は農地なんですけど先ほど事務局長さんからも説明があったように、もともとは蔵があったそうです。最近になって建物の取り壊しをされたということです。ですので、今現在砂のようなものが敷き詰められたような感じになっていて、とても畑に戻るといような現状ではありませんでした。写真の下側の奥が現在の居宅なんですけども、申請地はその手前ということで、手前にその居宅に行くための進入道路があります。代替地なども見せてもらいましたが、 さんのところはほとんどが農地で今現在作っていらっしゃるところが少しありますが、そういったところは進入路を新たに作らないといけなかったり、この下のところも自家用の菜園をされており農地として使われております。水道を引いたりするのもここが一番いいだろうという立地のところでした。ここは2種農地でもともとここに建物も建っていたということで、ここを居宅地にしても特に周辺の農地への影響はないものと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	これは始末書が出てる？
	事務局長	始末書が6年の7月8日付けで提出されております。農地転用をしないといけないということを不勉強のため知らず、無断で転用されていたようなので、今後こういったことがないように気を付けるということで始末書がでております。
	議 長	 の田んぼは倉庫でも建っているんでしょうか？

	事務局長	個人でされているライスセンターだそうです。
	議 長	200 ㎡以下ですか？200 ㎡を超えていたら地目変更してもらわないといけないですね。
	事務局長	全体が 697 ㎡で写真を見る限り割合的には 200 ㎡は超えていないと思いますが、そのへんはまた確認をして対応が必要ならお伝えして転用していただくようにします。
	■番	タブレットで見ると今の農地は農地でなくなっているんですが、どちらが新しいんでしょうか。
	事務局長	地籍調査等が進んでいる関係で、■地区は紐づけができていないところもありますので、タブレットのほうよりは航空写真のほうに住民課の固定資産税の 1 月 1 日現在のデータで紐づけられていますので、こちらのほうが地図データとしたら最新ではあるんですが、分筆されたのがこれ以降ということで地図のほうが最新になります。
	■番	タブレットのデータというのが何年のデータなのか知りたいんです。それと今のデータは地図で言えば 1 年前と言われたので、タブレットのほうはもう農地からおとしてあるということなら、タブレットのほうが新しいのかなと思うんですが。そこがちょっと疑問なんです。これが逆だったら分かるんです。タブレットのほうが古いのに農地ではないというのがちょっと理解できないんです。
	事務局長	タブレットは 1 年前のデータでの紐づけしてあると思います。昨年度国に紐づけをしてもらう機会があったので、1 年前のデータをお渡ししてポリゴンデータといって枠をつけてもらうデータを紐づけてもらったんですが、必ずしも全部は紐づいておらず、エラーがでているケースも何百とありますので、不具合がでている箇所があるものと思われます。
	■番	分かりました。
	議 長	タブレットのデータが 100%信頼できるデータになっておりません。お互いの担当地区を見ても農地でありながら番地が入っていなかったり、何をもってタブレットのデータが入力されたのかがよく分からないんですが、修正を加える必要性があるかと思います。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第 1 号	議 長	続きまして報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
報告第 2 号	議 長	続きまして報告第 2 号「取消願について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

	議 長	無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時5分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和6年8月28日
		会長 番 委員 番 委員